

令和8年7月31日
神栖市教育委員会

いじめ重大事態に関する調査報告書を踏まえた神栖市教育委員会の見解及び再発防止について

令和7年5月、本件重大事態については、神栖市いじめ問題調査対策委員会に対して、本件調査を諮問し、第三者による調査を行ってきました。

この度、神栖市いじめ問題調査対策委員会からの答申として、いじめ重大事態に関する調査報告書が示されたところではありますが、いじめを受けた本人をはじめとして、保護者及び関係者の皆様には、あらためて長期にわたる心労をかけたことに深く反省の念を抱くものがあります。本件調査を行ってきた神栖市いじめ問題調査対策委員会によるこの度の答申では、学校のいじめ防止対策委員会が十分に機能しておらず、また、校内の組織体制の整備やマニュアルの実効性、学校による保護者への丁寧な説明や保護者とともに考える機会等が十分でなかったことが指摘されました。加えて、神栖市教育委員会は、事案が発生した後の学校現場への支援・介入がより一層必要であるとの指摘もなされたところです。

今回の答申を受け、神栖市教育委員会としましては、答申内容への対応策を、これまでの反省も踏まえながら着実に推進してまいります。また、今後も施策が、教職員一人ひとりに浸透し有効に機能しているか検証し、よりよい施策となるよう不断の見直しを重ねてまいります。児童がいじめによって悩み苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、強い決意の下にいじめ防止等対策の徹底に神栖市教育委員会と学校が一丸となって取り組んでまいります。

神栖市教育委員会は、本報告書を受領し、本件を真摯に重く受け止め、次のとおり答申に対する見解を示すとともに、再発防止策を講じます。

- 1 神栖市いじめ問題調査対策委員会答申に対する神栖市教育委員会の見解について
調査結果やいじめ問題調査対策委員会の報告等を踏まえ、以下を本事案の主な問題点として、再発防止策に反映してまいります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校のいじめの認知判断の遅れ
⇒教員一人ひとりの察知力の向上、専門職（ＳＣ、ＳＳＷ等）との連携体制に課題
学校いじめ防止対策委員会の運用の適正化とチェックの機能の欠如② 不登校時のＳＯＳを察知できる場の必要性
⇒児童一人ひとりの状況に応じた教室以外の居場所・支援が不足③ 法に基づく重大事態調査への移行の遅れ
⇒法の理解・重大事態の判断のプロセスと、機動的かつ実効的な調査実施に課題④ 学校、教育委員会の当事者意識や法令遵守の意識、情報共有・連携不足
⇒学校、教育委員会の全職員の当事者意識の向上が不可欠
総合的ないじめ・不登校対策の体制と弁護士等の専門家の効果的活用に課題⑤ 家庭、地域社会との連携の必要性
⇒いじめ・不登校・自殺とも複雑な背景があり、保護者、地域、関係団体等を含めて社会全体で対応が必要 |
|---|

2 本件報告書提言を踏まえた再発防止策について

(1) 本件への対処について

いじめ発覚後、学校においては、迅速な事実確認と被害児童への心身のケアが不可欠ですが、これまでの対応では、教職員間の連携不足、組織的に対応できていないことによる初動の遅れが大きな課題でした。学校、教育委員会が、保護者の皆様に対して、不透明な説明や連携の不備で不信感を招いてきた点を真摯に受け止め、今後は透明性のある情報開示と密な協力体制を徹底します。また、加害児童への指導を一時的なもので終わらせず、組織的な教育措置を通じて二度と同じことを繰り返さない再発防止を全校体制で図ります。

① 迅速な事実確認と調査の実施

ア 即時対応

いじめの疑いや報告があった際は、放置せず直ちに事実関係の調査を開始する。

イ 多角的調査

被害・加害児童だけでなく、周囲の児童からも状況を聞き取り、客観的な事実把握に努める。

② 被害児童への手厚いケアと安全確保

ア 心身のケア

身体的な安全を最優先し、精神的な苦痛を和らげるためのカウンセリングや見守りを行う。

イ 継続的支援

一時的な対応で終わらせず、事態が解消した後も児童が安心して登校できるよう継続的に支援する。

③ 保護者との透明性のある連携

ア 迅速な報告

把握した事実は、速やかに保護者へ共有し、状況を隠さず報告する。

イ 信頼関係の構築

学校側の対応方針を丁寧に説明し、保護者の不安や要望に真摯に向き合うことで不信感の発生を防ぐ。

④ 加害児童への適切な指導と再発防止

ア 教育的指導

加害行為の重大さを理解させ自分の行動を振り返らせるための適切な指導を行う。

イ 環境改善

なぜいじめが起きたのか背景を探り、二度と同じことが起こらないよう学級・学校全体の教育環境を整える。

⑤ 学校内の組織的な体制強化

ア 情報の集約化

担任一人に抱え込ませず、教職員間で迅速に情報を共有し、組織として対応を決定する。

イ 対策組織の活用

「いじめ防止対策委員会」などの常設組織を機能させ、役割分担を明確にし組織的に動く体制を確立する。

(2) 教育委員会としての再発防止に向けた取組

神栖市教育委員会では、指摘された課題を深く反省し、いじめの早期発見・早期対応を徹底する体制を構築します。教職員の意識改革を図る研修の充実や、組織的な対応力の強化とともに、外部専門家との連携を深め、客観的な視点を取り入れた対策を講じます。児童が安心して学校生活を送れるよう、家庭や地域と連携し、いじめを許さない安全な教育環境の実現に全力を尽くします。

① いじめのサインを見逃さない場としての学校

ア 子どもたちの小さな変化に気づけるよう、日常的な観察といじめを未然に防ぐためのアンケート調査や相談窓口を充実させる。

イ いじめの疑いがある場合には、各学校のいじめ防止対策委員会を開催し、組織で対応する。

② 子どもが安心して過ごせる場としての学校

ア スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、外部機関につなぎ、心のケアを行う。

イ 学校に来づらい子どもには、別室登校やオンライン支援など、柔軟な対応を行う。

③ いじめを許さない文化が根づく場としての学校

ア 子どもたちが互いに大切にし、困ったときに助け合える関係づくりを進める。

イ 学級活動や道徳の授業を中心に教育活動全体を通して、思いやりや命の大切さを学ぶ機会を充実させる。

ウ 子どもが安心して相談できるよう、定期的な教育相談、オンライン相談窓口や居場所づくりを進める。

④ 教職員が安心して対応できる場としての学校

ア 各学校が策定しているいじめ防止基本方針を定期的に点検、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインを活用し学校への指導や助言をする。

イ 担任、学年主任、管理職など、それぞれの立場に応じた役割と対応方法を明確にする。

ウ いじめ認知件数を毎月提出してもらい校長会で現状を報告し、組織全体で課題を共有するとともに、実効性のある具体的な改善策を継続的に講じる。

エ 校内のいじめ対策委員会を機能的に運用し、組織として対応できる体制を整える。

オ いじめ対応に関する研修を開催し教職員の判断力と対応力を高め、正しい知識をもち学校がいじめ問題に対応できるようにスクールロイヤーを講師としたいじめに関する研修を実施する。

4月 生徒指導主事に対する研修

7月 スクールロイヤーによる研修（生徒指導主事対象）

11月 スクールロイヤーによる研修（生徒指導主事以外の教員対象）

3 再発防止に向けた決意と今後の展望

神栖市教育委員会は、今回の調査報告書に示された提言を重く受け止め、これまでの対応における不備を深く反省いたします。何より、計り知れない苦痛を経験された被害児童、及びそのご家族の皆様に対し、心より深くお詫び申し上げます。

今後は、個々の教職員の判断に委ねるのではなく、学校と教育委員会が一体となった「組

織的な対応」を徹底いたします。被害に遭われた方々の思いに真摯に寄り添い、その心情を最優先に考えた迅速かつ細やかな支援を継続してまいります。

いじめ認知件数の月例報告や研修による現状共有を形骸化させることなく、教育現場のわずかな変化も見逃さない実効性のある体制を構築します。教職員一人ひとりが当事者意識をもち、家庭や専門機関と密接に連携することができるようにすることで、教育行政としての責任を果たし、全ての児童生徒が安心して学び、笑顔で過ごせる学校環境の再生に向けて、強い使命感をもって邁進する所存です。